

「職長・安全衛生責任者能力向上教育」

（再教育）開催のご案内

建設業における労働災害防止を推進する上で、職長等及び安全衛生責任者の果たすべき役割はますます大きくなっており、建設業に係る事業者は、職長等の職務に従事することとなった後概ね5年ごとに、職長等の能力向上教育に準じた教育を受けさせることが求められています。

このたび、平成 29 年 2 月 20 日厚生労働省より、建設業の職長等の能力向上教育に準じた詳細なカリキュラム（基発 0220 第 3 号）が示されたため、当協会におきましても標記講習会を開催することといたしました。

再教育が必要な従業員のいる事業所におかれましては、この機会に進んでご参加下さいますよう、貴団体からも周知方よろしくお願い申し上げます。

記

1. 日 時 令和 7 年 2 月 1 0 日（月）午前 9 時から午後 5 時まで
（開始 1 0 分前までには受付をすませてください）
2. 場 所 帯広職業能力開発センター（西 22 条北 2 丁目 29-4）
3. 講 師 R S T トレーナー
4. 受 講 料 会 員 6, 0 0 0 円 / 会 員 外 1 2, 0 0 0 円
5. 申 込 期 限 令和 7 年 1 月 1 5 日（水）まで

6. 受講条件

・職長・安全衛生責任者教育を受講後おおむね 5 年以上経過された方。他の教育機関で受講された方も申し込み出来ます。

※「安全衛生責任者」及び「危険性又は有害性等の調査等（リスクアセスメント）」に関する科目の、いずれか一方でも受講されていない方のお申込みはお受けしていませんのでご注意ください。

※初任時講習を当協会を受講した方については、交付日が平成 19 年 2 月 9 日以降の方のみ対象となります。

7. カリキュラム

科 目	範 囲	時 間
職長等として行うべき労働災害防止に関する事	建設業における労働災害発生状況 労働災害の仕組みと発生した場合の対応 作業方法の決定及び労働者の配置 作業に係る設備及び作業場所の保守管理の方法 異常時等における措置 / 安全施工サイクルによる安全衛生活動 職長等の役割	90分
労働者に対する指導又は監督の方法に関する事	労働者に対する指導、監督等の方法 効果的な指導方法 / 伝達力の向上	60分
危険性又は有害性等の調査等に関する事	危険性又は有害性等の調査の方法 設備、作業等の具体的な改善の方法	30分
グループ演習	以下の項目のうち1以上について実施すること。 ・ 災害事例研究 ・ 危険予知活動 ・ 危険性又は有害性等の調査及び結果に基づき講ずる措置	130分

8. その他

- ・ 定員は20名です。定員になり次第受付を締め切ります。
また、受講希望者が少ない場合は中止となる場合があります。
- ・ 手指消毒・マスクの着用は個人の判断にて行ってください。また、発熱等体調不良の際は、参加をご遠慮いただく場合があります。
- ・ スリッパを用意してありますが数に限りがございますので、上履きをご持参ください。

《申込方法》

・ 受講申込書

申込用紙は各団体に郵送いたします。足りない場合はコピーをしてご利用ください。また、当協会ホームページにてダウンロードができます。

※FAX送信されたものは利用できません。ご注意ください。

・ 職長安全衛生責任者教育（初任時）講習修了証

持参される場合は、原本確認後コピーを取らせていただきます。郵送の場合はコピーを提出、受講当日に修了証の確認をいたします。

・ 証明写真1枚（受講申込書に貼付してください。）

※申請前6ヶ月以内に撮影した上半身脱帽、無背景、白黒可

・ 受講料

以上4点を申込期限までに現金書留で送付 又は持参して下さい。

なお、当協会の会員以外の方が申し込みをする場合には、事前に電話連絡をお願いします。

《申込・問い合わせ先》

帯広地方職業能力開発協会

〒080-2462 帯広市西22条北2丁目29番4号

TEL 0155-37-4936 FAX 0155-37-5216

※当協会ホームページアドレス

<http://www.obi-syokuno.ac.jp/>（申込書・案内文書のダウンロードができます。）